

助役から 副町長へ 名称が 変わります

を設置します。

地方自治法のその他の主な改正点は次のとおりです。

1. 地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置

(1) 監査の充実

監査委員の数について、条例で増加できることとする。

(2) 財務に関する制度の見直し

クレジットカードによる使用料などの納付、有価証券の信託、行政財産である建物の一部貸付けなどを可能とする。

(3) 国から地方6団体への情報提供

(4) 吏員の名称の廃止

2. 議会制度の見直し
(1) 議長への臨時会の招集請求権の付与

(2) 専決処分の要件の明確化
(3) 委員会制度

・議員の複数常任委員会への所属制限の廃止など

(4) 専門的知見の活用
・学識経験者等の知見を活用し、

政策立案機能を強化

地方分権の推進を図るとともに、地方の自主性・自立性の拡大を図るため平成18年6月に「地方自治法」が改正されました。この改正により市町村では助役に代えて、副市町村長をおくことになりました。また、特別職としておかれていた収入役が廃止され、会計事務を行う一般職の職員として会計管理者をおくことになりました。

このため本町では4月1日から助役は、副町長という名称となります。

本町では行財政改革の一環としてすでに収入役を廃止し、助役が兼務していましたが、この度の改正で、4月1日から会計管理者(会計課長を兼務します)

大山振興課 を新設

新年度から「大山振興課」が設置され、「産業振興課」が「農林水産課」に変わります。

本町では、平成18年度に大山町総合計画及び大山町恵みの里づくり計画を策定し、平成19年度からは、これらの計画を実現するため、具体的な事業に本格的に着手して行く予定です。このため大山振興課を設置します。

また、本町の基幹産業である

農林水産業に一層力を入れるため、産業振興課の名称を農林水産課と変更します。産業振興課で行っていた企業誘致の業務を観光商工課に移します。

活力あるまちづくりをめざして 行財政改革大綱を策定



町長に答申する森安会長 (左)

町では行財政改革を進めるため、行財政改革大綱及び集中改革プランの策定について、大山町行財政改革審議会(森安会長)に諮問を行っていました。大山町行財政改革審議会では、補助金についての審議など14回にわたり慎重な審議を重ね、2月22日に森安会長から山口町長へ答申が渡されました。

町では、この答申を基に、行財政改革を進め、めまぐるしく変わる時代の変化に対応しながら、活力あるまちづくりを目指します。

大山町行財政改革大綱及び集中改革プランの詳しい内容については、総務課、まちづくり推進課で見ることが出来ます。また、大山町のホームページでもご覧いただけます。